

長崎市規則第 102 号

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

長崎市長 鈴木 史朗

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年長崎市規則第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 条例別表第 1 市長の項第 6 号に掲げる事務の項に次の 1 号を加える。

(8) 受給資格の電子資格確認に関する事務

別表第 1 条例別表第 1 市長の項第 9 号に掲げる事務の項第 1 号中「乳幼児」を「子ども（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。別表第 2 条例別表第 2 市長の項第 10 号に掲げる事務の項第 1 号において同じ。）」に改め、「インフルエンザ」の次に「の」を加え、同表に次のように加える。

条例別表第 1 市長の項	(1) 受給資格の電子資格確認に関する事務
-----------------	-----------------------

第 18 号に
掲げる事務

別表第 2 中

「

	(5) 未支給福祉医療費の支給申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 第 1 号アからウまでに掲げる情報
条例別表第 2 市長の項第 7 号に掲げる事務	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）本則の表 1 の項の下欄に掲げる事務	ア 外国人要保護者等（行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人をいう。以下同じ。）に係る固定資産税に関する情報 イ 外国人要保護者等に係る療育手帳の交付に関する情報

を

「

	(5) 未支給福祉医療費の支給申請に係る事実についての審査に関する事務	ア 第 1 号アからウまでに掲げる情報
	(6) 受給資格の電子資格確認に関する事務	ア 福祉医療費の受給者に係る当該受給資格に関する情報
条例別表第 2 市長の項	(1) 行政手続における特定の個人を識	ア 外国人要保護者等（行政措置として日本国民に対する生活保護に

第 7 号に掲げる事務	別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）本則の表 1 の項の下欄に掲げる事務	準じた取扱いによって実施されている外国人をいう。以下同じ。）に係る固定資産税に関する情報 イ 外国人要保護者等に係る療育手帳の交付に関する情報
-------------	---	--

に

改め、同表条例別表第 2 市長の項第 1 0 号に掲げる事務の項第 1 号中「乳幼児」を「子ども」に改め、同表条例別表第 2 市長の項第 2 0 号に掲げる事務の項第 1 6 号及び第 1 7 号中「緊急時訪問介護事業」を「緊急通報システム事業」に改め、同表に次のように加える。

条例別表第 2 市長の項第 3 1 号に掲げる事務	(1) 受給資格の電子資格確認に関する事務	ア 第二種健康診断特例区域治療支援事業による医療費の受給者に係る当該受給資格に関する情報
---------------------------	-----------------------	--

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 1 条例別表第 1 市長の項第 9 号に掲げる事務の項第 1 号の改正規定（「インフルエンザ」の次に「の」を加える部分に限る。）

公布の日

- (2) 別表第 2 条例別表第 2 市長の項第 2 0 号に掲げる事務の項第 1 6 号及び第 1 7 号の改正規定 令和 8 年 8 月 1 日

(3) 別表第1条例別表第1市長の項第9号に掲げる事務の項第1号の改正規定（「インフルエンザ」の次に「の」を加える部分を除く。）、同表に1項を加える改正規定、別表第2条例別表第2市長の項第10号に掲げる事務の項第1号の改正規定及び同表に1項を加える改正規定 令和8年10月1日

(4) 別表第1条例別表第1市長の項第6号に掲げる事務の項に1号を加える改正規定及び別表第2の改正規定（別表第2条例別表第2市長の項第10号に掲げる事務の項第1号の改正規定、同表第2条例別表第2市長の項第20号に掲げる事務の項第16号及び第17号の改正規定及び同表に1項を加える改正規定を除く。） 令和9年4月1日